

資 料

弘前市高齢者福祉・介護保険事業計画審議会運営規則

平成 26 年 3 月 20 日

弘前市規則第 20 号

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前市附属機関設置条例（平成 26 年弘前市条例第 2 号）第 5 条の規定に基づき、弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第3条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、健康福祉部介護福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、市長が招集する。

弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会委員

	選出区分	所属等	氏名	備考
1	学識経験者	弘前学院大学社会福祉学部	小川 幸裕	
2	保健医療関係者	一般社団法人 弘前市医師会	石澤 誠	会長
3	保健医療関係者	一般社団法人 弘前歯科医師会	中村 亨	副会長
4	保健医療関係者	一般社団法人 弘前薬剤師会	齋藤 武	
5	保健医療関係者	青森県中南地域県民局 地域健康福祉部保健総室	山中 朋子	
6	福祉関係者	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	柳田 光祥	
7	福祉関係者	弘前市民生委員児童委員協議会	今 幸夫	
8	福祉関係者	青森県社会福祉士会中南支部	齋藤 拓	
9	福祉関係者	青森県介護支援専門員協会 津軽支部会	下田 肇	
10	保健医療関係者	青森県中南地域県民局 地域健康福祉部福祉総室	小野 穰	
11	介護保険被保険者代表	弘前市老人クラブ連合会	木村 留次郎	
12	介護保険被保険者代表	弘前市町会連合会	山形 正臣	
13	介護保険被保険者代表	弘前市連合婦人会	三上 ナツエ	
14	公募による市民	一般公募者	澤田 徳芳	

第7期
弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
発行 平成30年3月
弘前市

〒036-8551
弘前市大字上白銀町1-1
電話番号 0172-40-7099
FAX 0172-38-3101
E-mail : kaigo@city.hirosaki.lg.jp
URL : <http://www.city.hirosaki.aomori.jp>